



産業廃棄物処理計画書

令和4年5月24日

京都府知事 様

提出者

住 所 京都府久世郡久御山町田井新荒見128
 氏 名 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
 京都工場長 升井 慎一
 電話番号 0774-43-5500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 京都工場
事業場の所在地	京都府久世郡久御山町田井新荒見128
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	1311：清涼飲料製造業
② 事業の規模	900,600千円
③ 従業員数	193人 (令和4年4月1日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料別紙-2 参照

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	③ 廃プラスチック	
	排 出 量	90.022 t	t
	（これまでに実施した取組） 分別区分をサマリサイクル・RPF処理化・一般廃棄物に分別		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	③ 廃プラスチック	
	排 出 量	89.121 t	t
	（今後実施する予定の取組） 雨水を利用するなどして水洗いを実施することで汚れを落としプレスして産業廃棄物から有価へ移行 廃プラスチックの中に一般廃棄物が混在しないように分別の徹底		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	④ ガラスくず	
	排 出 量	0.244 t	t
	（これまでに実施した取組） 蛍光灯LED化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	④ ガラスくず	
	排 出 量	0.241 t	t
	（今後実施する予定の取組） LED化へ変更済であるが旧蛍光灯の廃棄があるため		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	⑦ 木くず	
	排 出 量	0.400 t	t
	(これまでに実施した取組) 保管。使用用量を記録し、適正在庫を維持する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	⑦ 木くず	
	排 出 量	0.396 t	t
	(今後実施する予定の取組) CCBJIとして木のパレットの使用を減少させていく予定		

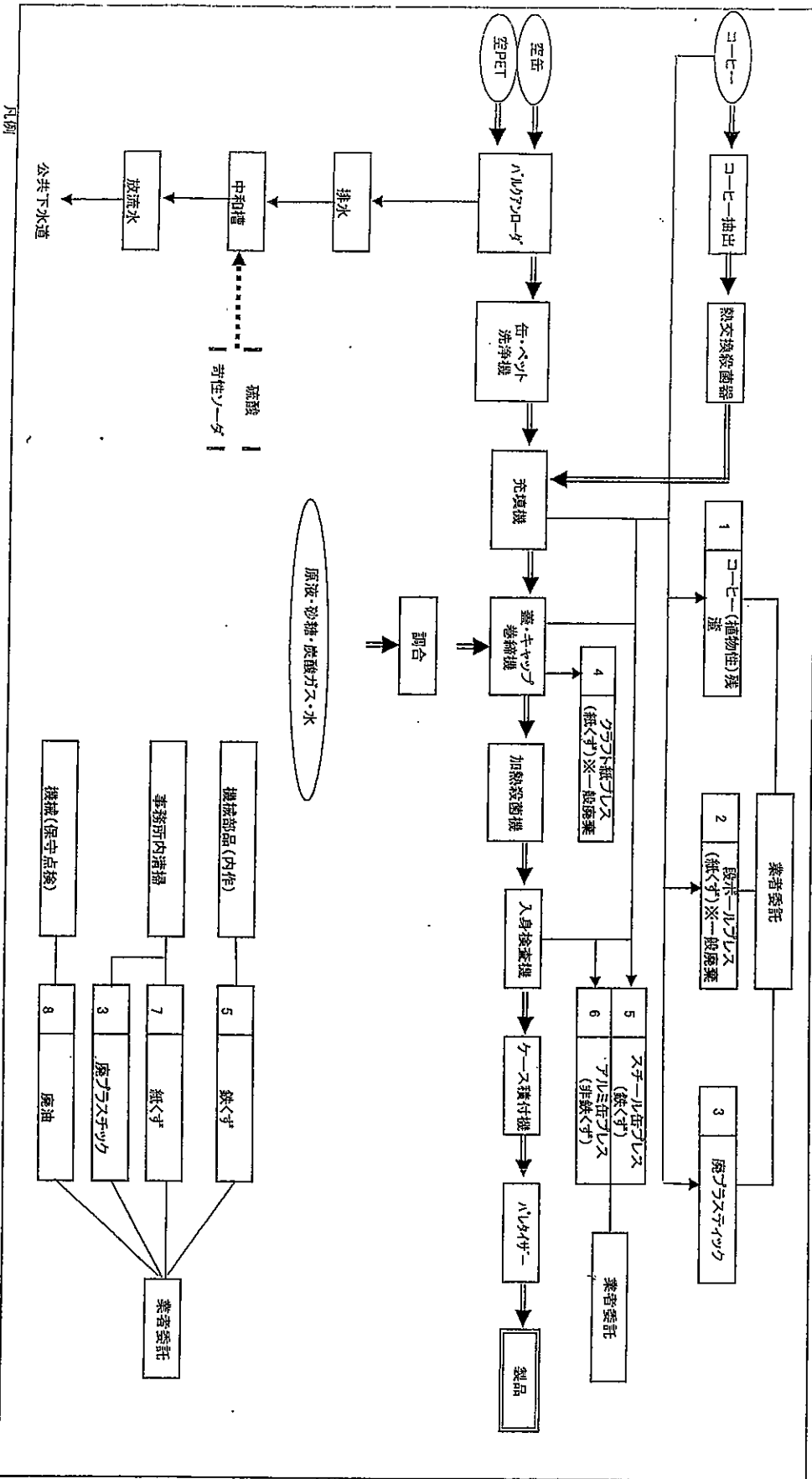
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	⑧ 汚泥	
	排 出 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	⑧ 汚泥	
	排 出 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄する際、細かい部分まで分別する		

備考

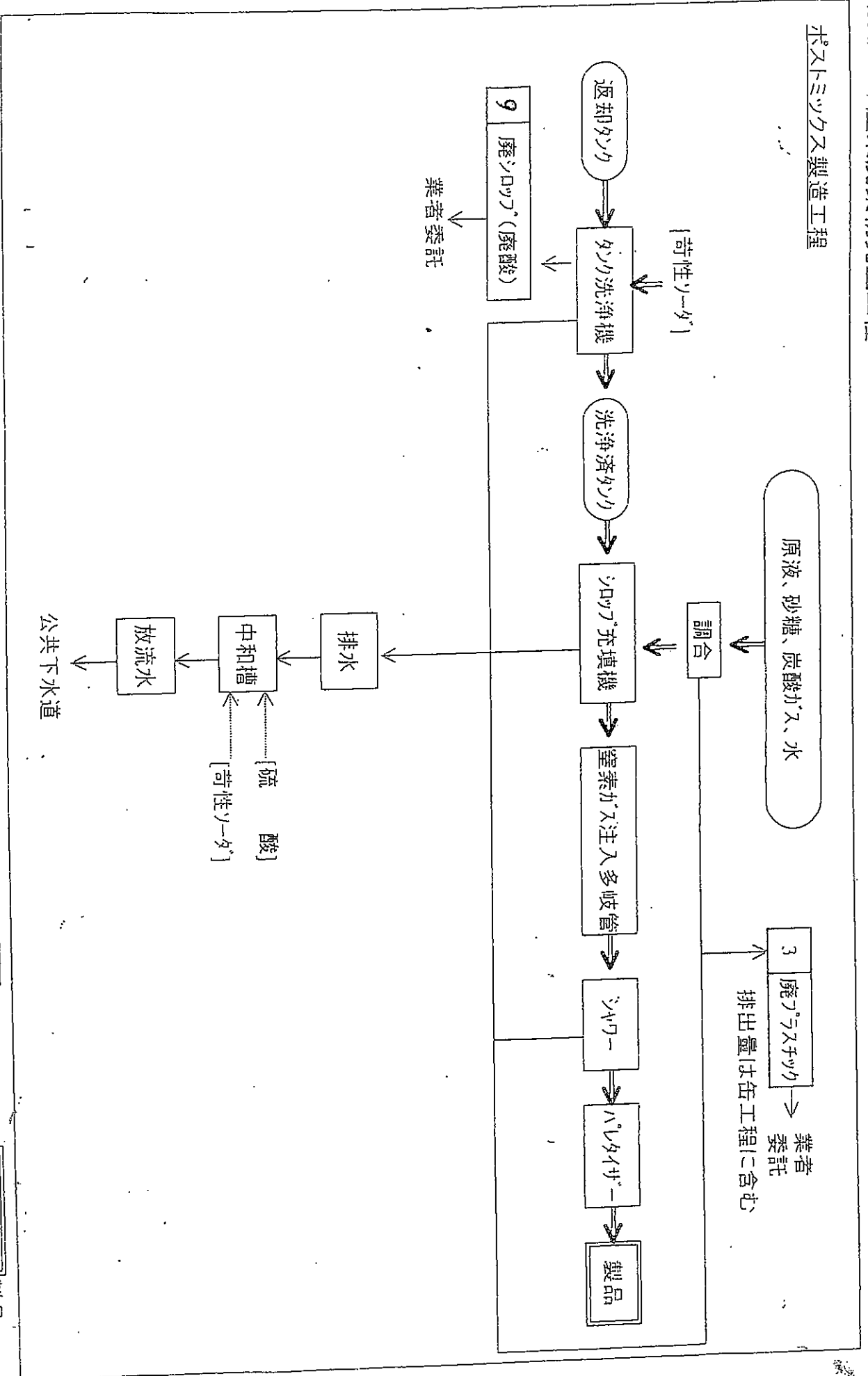
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙-2 産業廃棄物発生工程

缶詰・壺詰製造工程



別紙-2 産業廃棄物発生工程



(凡例)

原材料

工程

薬品等添加物

番号と廃棄物

製品

工程の流れ

薬品添加

廃棄物・排水の流れ

